記者発表資料

平成２９年　３月２２日
国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

河川協力団体指定証の授与式を行います

～米代川流域の団体を指定～

平成２５年６月に「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、「河川協力団体制度※1」が創設されました。
能代河川国道事務所管内では新たに河川協力団体として１団体が指定を受け、指定書の授与式を下記のとおり行いますのでお知らせします。

※1 **河川協力団体制度とは**・・自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うＮＰＯ等の民間団体を支援（河川法上の許可の簡素化等）するものです。
河川協力団体制度の目的・・河川協力団体として指定により河川管理者と連携して活動する団体として、法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことで、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。　【別添資料参照】

記

１．日　時　平成２９年３月２３日（木）午前１０時～

２．会　場　能代河川国道事務所　２階会議室
能代市鰄渕字一本柳９７－１

３．内　容　授与式

４．河川協力団体指定団体名
根下戸米代川公園管理組合（大館市）

〈記者発表先：秋田記者会、能代市記者クラブ、大館市記者クラブ、北秋田市記者クラブ〉

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局　能代河川国道事務所
電話　０１８５－７０－１００１
副所長（河川）：中島勇一郎（内線２０４）
河川管理課長：吉田　久（内線３３１）

河川協力団体指定状況について

平成29年2月1日時点
全国233団体、東北52団体が指定

能代河川国道事務所管内では平成26年4月24日付けで「能代市中川原地区連合自治体」（代表：大久保裕正）と「ラブリバーネット北秋田」（代表：湊屋啓二）の2団体が指定されており、除草委託等河川協力団体として活動中。

さらに、平成29年3月に東北で新たに4団体が指定を受けた。

根下戸米代川公園管理組合

組合長：田中長六
活動区間：山田渡から二井田大橋
平成29年3月16日付け河川協力団体に指定。

河川公園の清掃やパトロールを実施し、河川愛護の増進や地域の活性化、健康づくりに資することを目的に設立。

根下戸米代川公園管理組合の活動について

過去5年の主な活動
春のクリーンアップ作戦

指定後5年の主な活動計画
清掃やパトロールを中心とした河川公園の維持管理

河川協力団体制度

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、『河川協力団体制度』が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援（※1）するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

（※1） 許可の簡素化等

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、下記のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等


河川敷清掃


ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等


船による河岸の情報収集等


シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等


外来種調査


鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等


マイ防災マップづくり


安全利用講習

5 上記に附帯する活動

河川協力団体制度Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A.「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、**申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。**また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知いたします。

なお、**河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。**

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査に当たっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施いたします。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の８（※2)に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、**次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。**

《要件》

1. **代表者が定まっている**こと。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする**規約その他これに準ずるものを有している**こと。
3. **適切な経理事務及び会計処理が行われている**こと。
4. 法人等の**構成員（役員を含む。）が５名以上いる**こと。
5. 申請時点において、法人等の**設立後５年以上**（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. **宗教活動又は政治活動を活動目的としていない**こと。
7. **暴力団**（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）**又はそれらの利益となる活動を行う者でない**こと。
8. **直近１年間の税を滞納していない**こと。
9. 公序良俗に反するなど著しく**不誠実な行為を行っていると認められない**こと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、**河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できる**こと。

（※2） 河川法施行規則第 33 条の８（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第５８条８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 場合によっては委託を受けることが可能になります。

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川維持管理等の委託を受けることが可能となります。
例として、河川管理施設の維持、除草、河川に関する調査や管理・環境の啓発活動などがあげられます。
なお、委託については、公募等の適正な手続きを経て行う予定です。

【現行】		【法改正後】
地方公共団体にのみ委託可能	拡大	地方公共団体又は国土交通省令で定める要件に該当するもの（河川協力団体等）に委託可能

《委託の例》

「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り



堤防除草

「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）ビオトープの整備、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

A. 場合によっては許可等が簡素化されます。

河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。

《例》

現状において下記の行為は、**河川法第24条、第26条の許可が必要**になります。
これらの河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）